



佐賀県公報

平成17年
8月11日(木曜日)外

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

則

(一一〇・総務法制課)

公布された規則のあらまし

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、電子文書等を使用する場合の様式の特例

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和六十二年佐賀県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号ハ中「限る。」の下に「又は電子メールによる送信」を加える。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。
（電子文書等を使用する場合の様式の特例）

第十一條 第四条から第七条まで及び前条の規定にかかわらず、佐賀県電子申請システムによる開示請求を行つた者に対して通知する場合その他これら
規定に規定する様式によることが適當でないと認める場合は、当該様式によ
らないことができる。

○知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 (第一
〇号)

- 1 電磁的記録の開示方法に電子メールによる送信を加えることとした。(第一
二条関係)
- 2 佐賀県電子申請システムによる開示請求を行つた者に対して通知する場合
その他の規則で定める様式による通知が適當でないと認める場合は、当該様式
によらないことができるることとした。(第一一条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成十七年八月十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第百十号
知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
則

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月十一日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷